

第八十三号議案

電気工事士法関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小池百合子

電気工事士法関係手数料条例の一部を改正する条例

電気工事士法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十三号）の一部を次のように改正する。
別表三の項中「二千百円」を「二千七百円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

手数料の額を改定する必要がある。